

自然災害発生時における業務継続計画

一般社団法人 誉

ばいぶうぶ こどもくらぶ

(児童発達支援・放課後等デイサービス)

1. 総論

(1) 基本方針

本計画は、大地震等の自然災害や感染症のまん延などをはじめとした突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

(2) 推進体制

統括責任：中村きよ子/代表理事

BCP の策定及び見直し：中村幸寿/管理者

職員への研修・訓練の計画：中村幸寿/管理者

(3) リスクの把握

① 被災想定

電気：市内全世帯が停電、復旧に 7～12 日程度要すると想定される。

ガス：LP ガスの供給支障はないと想定される。

通信：電話回線は不通になると想定される。県内で固定、携帯電話とも 40～50%の発信規制が行われるが、比較的早く解除される。

② 施設で想定される影響

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力							復旧	→	→
飲料水	備蓄	備蓄							
生活用水	復旧	→	→	→	→	→	→	→	→
携帯電話		復旧	→	→	→	→	→	→	→
メール		復旧	→	→	→	→	→	→	→

(4) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

年2回実施が求められている消火訓練及び避難訓練に合わせて、年1回は研修を実施し、年1回は訓練を実施する。

② BCPの検証・見直し

災害対策委員会は、職員から業務継続計画（BCP）について改善すべき事項について意見を聞くこととし、その内容を災害対策委員会の議論に反映する。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

建物 ： 新耐震基準設計のもの

② 設備の耐震措置

本棚 ： 転倒防止対策

消火器など ： 消火器等の設備点検

③ 水害対策

浸水による危険性の確認 ： 毎月1回点検を実施

外壁のひび割れ、欠損、膨らみ ： 毎月1回点検を実施

暴風雨による危険性の確認 ： 消防訓練の際に、災害対策委員会で点検する

周囲に倒れそうな樹木、飛散しそうなものはないか ： 消防訓練の際に、災害対策委員会で点検する

(2) 電気が止まった場合の対策

情報機器；PC ： バッテリー充電器の用意

冷蔵庫、冷凍庫 ： 夏場は暑さ対策として保冷材等用意

照明器具 : 懐中電灯、乾電池の用意

暖房機器 : 毛布、カイロ

(3) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水 : 職員と利用者数×2L×1日分の飲料水を確保し、保存期間に留意

② 生活用水 : 簡易タンクに15L貯水しておく

(4) 通信が麻痺した場合の対策

固定電話 1台

事業所の携帯 1台(メール、ライン可)

職員個人の携帯(全員ライン可)

(5) システムが停止した場合の対策

データの喪失に備えて、最新データにバックアップを行う。重要書類は、紙で保管。

(7) 衛生面(トイレ等)の対策

① トイレ対策

1、簡易トイレ及び消臭固形剤を備蓄しておく。

2、電気・水道が止まった場合

(1)速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを利用する。

(2)排泄物や使用済みのおむつなど、所定のごみ置き場へ保管する。

(3)汚物には、消臭固形剤を使用する。

1、利用者とは別に、職員の簡易トイレ(仮設トイレ)、生理用品は備蓄しておく。

2、電気・水道が止まった場合は、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置する。

② 汚物対策

排泄物などは、ビニール袋に入れて消臭固形剤を使用して密閉し、利用者の出入りのない空間へ衛生面に留意して隔離、保管しておく。消臭固形剤を使用した汚物は、燃えるごみとして処理が可能である。

3. 緊急時の対応

(1) BCP 発動基準

【地震による発動基準】

菊池市周辺において、震度6以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱を総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合、管理者の指示により BCP を発動し、対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

大雨警報（土砂災害）、洪水警報が発表されたとき。

台風により高潮注意報が発表されたとき。

(2) 行動基準

発生時の行動指針は、下記の通りとする。

- ① 自身及び利用者の安全確保
- ② 二次災害への対策（火災や建物の倒壊など）
- ③ 地域との連携
- ④ 情報発信

平常時 ： 日常点検 訓練/見直し 情報交換 情報共有

直後 ： 命を守る行動（安全確保、避難）

当日 ： 二次災害対策（避難場所の確保等）

体制確保後 : 事業再開

体制回復後 : 通常営業・業務

完全復旧後 : 評価・反省・見直し

(3) 対応体制

【地震防災活動隊】隊長：管理者 地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。

【情報班】行政と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ、隊長に報告するとともに、利用家族へ利用者の状況を連絡する。活動記録をとる。班長：児発管

【消火班】地震発生直後直ちに火元の点検、発火の防止に万全を期すとともに、発火の際には消火に努める。班長：管理者

【応急物資班】食料、飲料水の確保に努めるとともに、飲料水等の配布を行う。 班長：常勤職員

【安全指導班】利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。隊長の指示がある場合は利用者の避難誘導を行う。家族への引継ぎを行う。 班長：常勤職員

【救護班】負傷者の救出、応急手当及び病院などへの搬送を行う。 班長：当日の非常勤スタッフ

【地域班】地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティア受け入れ 体制の整備対応を行う。 班長：当日の非常勤スタッフ

(4) 対応拠点

事務室

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

震災発生時は、電話、SNS 等にて利用者の安否確認を行う。 お預かり時に負傷者が発生した場合には応急処置を行い、必要な場合は湘南鎌倉総合病院 へ搬送する。

② 職員の安否確認

【施設内】

職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて行い、管理者に報告する。

【自宅等】

自宅等で被災した場合(自地域で震度 5 強以上)は、①電話、②SNS、③災害用伝言ダイヤルで、事業所に自身の安否情報を報告する。 報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

(6) 職員の参集基準

1, 震度 5 強以上の揺れが発生した場合は、職員から事業所に連絡をとり、30 分以上連絡が取れない場合は、安全を確保しながら参集する。

2, 自らまたは家族が被災した場合や、交通機関、道路などの事情で参集が難しい場合は、参集しなくてよい。

4. 緊急時の対応通所サービス固有事項

【平時からの対応】

○サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先 や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。

○平常時から、地域の避難方法や避難場所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫する。

【災害が予想される場合の対応】

○台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、利用者やその家族にも説明する。

【災害発生時の対応】

○サービス提供を長時間休止する場合は、必要に応じて、他事業所のサービス等への変更を検討する。

○利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎者の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって、可能であれば利用者家族の協力も得る。関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等に対応する。

令和4年4月制定

令和6年3月改訂